

地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員退職手当規程

制定 平成20年4月1日 規程第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所(以下「法人」という。)の理事長、理事及び監事(非常勤である者を除く。以下「役員」という。)の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当を支給する場合)

第2条 役員退職手当は、次の者に支給する。

- (1) 法人の職員である者が役員となるために退職(定年退職を除く。)し、引き続き役員となった者
- (2) 大阪市と法人の間での相互了承の下に行われる人事交流等(以下「人事交流等」という。)により大阪市の職員から引き続き役員となった者
- (3) その他理事長が特に必要と認める場合

(退職手当の支給額)

第3条 役員が退職(解任及び死亡を含む。以下同じ。)した場合の退職手当の額は、退職日における当該役員の報酬の額(地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員報酬規程第6条第2項に規定する報酬をいう。)に24分の1を乗じた額(百円未満の端数を除く。)を退職時給料月額とみなして、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第2章の規定により計算した額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の勤務実績等に応じ、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

(解任の場合の支給制限)

第4条 役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項又は第3項に基づき解任された場合は、前条の退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

(勤続期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員としての引き続き在職期間とする。ただし、役員が満60歳となる場合には、60歳に達した年度の末日より後の期間については勤続期間の計算から除くものとする。

2 前項の規定による在職期間は、日をもって計算する。

3 異なる役職ごとの在職期間がある場合において、役職別の在職期間に重複している期間があるときは当該重複している期間を除いて計算する。

4 役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に任命された場合には引き続き在職したものとみなす。引き続き役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

5 第1項から前項までの規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げる。

(在職期間の通算)

第6条 次の各号に該当する者については、引き続き在職期間のうち各号に定める期間を、前条第1項に規定する役員としての引き続き在職期間とみなす。

- (1) 法人の職員である者が役員となるために退職(定年退職を除く。)し、引き続き役員となった者 職員の期間及び職員退職手当規程により職員としての引き続き在職期間とみなされる期間
- (2) 人事交流等により大阪市の職員から引き続き法人の役員となった者 大阪市の職員の期

間及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）により大阪市の職員としての引き続きた在職期間とみなされる期間

(3) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間

2 前項に該当するもののうち年度の途中で役員となった場合の在職期間の計算は、前条各項の規定を準用する。

（職員の期間を有する役員の取り扱い）

第7条 前条の適用を受ける役員が、前条第1項各号の期間の全部又は一部について、既に退職手当を受けているときは、その額を第3条から前条の規定により算定した退職手当の額から除いて支給するものとする。

（退職手当の支給制限）

第8条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

(1) 役員が、退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となった場合

(2) 役員が、職員となるために退職した場合

(3) 役員が、人事交流等により引き続き大阪市の職員となった場合において、大阪市の退職手当に関する規定により、役員の期間を大阪市の職員としての引き続きた在職期間とみなされる場合

（退職手当の支給等）

第9条 職員退職手当規程第4章、第5章及び第6章の規定は、役員の退職手当について準用する。

2 第5条第1項の在職期間中に役員が満60歳となる場合には、第5条、第6条、第8条及び前項の規定にかかわらず、当該満60歳に達した年度の末日を退職日とみなして、退職手当を支給する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。